

山口市生活扶助世帯水洗便所改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活扶助世帯に対し、水洗便所改造工事の一部を補助することにより、水洗化の普及促進を図り、もって福祉の増進と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活扶助世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号の生活扶助を受けている世帯をいう。
- (2) 水洗便所改造工事 汲み取り便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造するために必要な、次に掲げる工事をいう。
 - ア 便所改造工事（タンク等の給水装置の設置工事を含む。）
 - イ 便所の改造工事に付随する下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項の排水設備の工事（既存の排水設備の改造を含む。）

(補助の対象)

第3条 補助金は、生活扶助世帯が公共下水道処理区域（法第2条第8号に規定する区域をいう。）内の当該生活扶助世帯の所有に係る建築物について、自ら使用するために水洗便所改造工事を行う場合、当該生活扶助世帯に対し予算の範囲内において交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、水洗便所改造工事に要する経費とし、500,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造補助金交付申請書（別記様式第1号）に福祉事務所が交付する生活保護受給証明書を添付して山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 前項の申請は、山口市下水道条例（平成17年山口市条例第208号）第6条の規定による排水設備等の確認の申請にあわせて行わなければならない。

（補助の決定）

第6条 管理者は、前条の申請があったときは、これを審査の上、補助の適否を決定し、水洗便所改造費補助金交付予定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、管理者は必要な条件を付することができる。

（工事完了届）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該工事の完了後5日以内に、水洗便所改造工事完了届（別記様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 管理者は、前条の完了届の提出を受け、検査を終了したときは、補助金の額を決定し、水洗便所改造費補助金交付確定通知書（別記様式第4号。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 管理者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、水洗便所改造費補助金交付請求書（別記様式第5号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第10条 管理者は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を水洗便所改造工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が補助金の返還を必要と認めたとき

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行期日までに、合併前の山口市生活扶助世帯水洗便所改造費補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

(※)

(電話 局 番)

(※)本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

水洗便所改造補助金交付申請書

年度において水洗便所改造工事を行いたいので、山口市生活扶助世帯水洗便所改造費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

福祉事務所が交付する生活保護受給証明書

3 排水設備確認番号

第 号

様式第 2 号

指令 第 号
年 月 日

山口市上下水道事業管理者 印

水洗便所改造費補助金交付予定通知書

年 月 日付けで申請のありました水洗便所改造費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 水洗便所改造費補助金交付決定番号第 号
- 3 交付条件

補助対象者は、年 月 日までに水洗便所改造工事を完了しなければならない。

4 報告事項等

- (1) 補助対象者は、水洗便所改造工事の内容を変更若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助対象者は、当該工事の完了後 5 日以内に、水洗便所改造工事完了届を管理者に提出しなければならない。

様式第3号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

補助対象者 住 所

氏名 (※)

(電話 局 番)

(※)本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

水 洗 便 所 改 造 工 事 完 了 届

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知を受けた水洗便所改造工事が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 円

2 工事完了日

年 月 日

様式第 4 号

指令 第 号
年 月 日

山口市上下水道事業管理者 印

水洗便所改造費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった水洗便所改造工事について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

金

円

様式第 5 号

水洗便所改造費補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け指令 第 号の補助金交付確定通知で額の
確定のありました水洗便所改造費補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

補助対象者 住 所

ふりがな
氏 名

(※)

(電話 局 番)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

振込口座

銀行

金庫

本店 本所

農協

支店 支所

普通 当座 その他 () 預金

口座番号 _____